

ごあいさつ

現在、多くの地方都市では、人口減少や少子高齢化が進み、安全で快適な生活環境を確保し、将来にわたって持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となっています。本市においても、この歯止めのかからない人口減少によって、地域の活気や魅力が低下することが懸念されます。

このため、集約・連携の都市づくりの推進を図るとともに、市街化調整区域においても地域コミュニティの維持を図るまちづくりを進めてまいりたいと考えております。



具体的には、平成31年3月に策定した「裾野市立地適正化計画」に基づき、長期的な視点のもとでJR裾野駅・JR岩波駅を中心としたまちなかの2拠点に都市機能や居住を緩やかに集約することを目指し、裾野市駅西区画整理事業や岩波駅周辺整備事業などを実施しております。あわせて、既存集落等の地域の拠点と公共交通機関で繋がり、相互補完的に連携することによって、「コンパクト＋ネットワーク」のまちを目指すため、裾野市内循環線の最適化をはじめとする公共交通に関する施策にも取り組んでおります。

今回、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、近年の自然災害の激甚化等を踏まえて、防災まちづくりの方針や取組み等を定める「防災指針」の作成が位置づけられたことから、災害リスクを低減した安全なまちづくりを進めるため、本計画の改定を行いました。

今後は、都市計画マスタープラン及び本計画をまちづくりの指針とし、市民の皆さまと互いに協力し、定住人口と企業立地と両立しつつ、持続可能な都市の形成を目指しますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまやご尽力をいただきました都市計画審議会委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

裾野市長 村田 悠

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間と計画区域	3
3. 計画の位置づけと構成	3
 第2章 上位・関連計画	5
 第3章 裾野市の現状	17
1. 裾野市の概況	17
2. 市民意向	26
 第4章 都市構造上の課題の整理	33
1. 都市構造の分析	33
2. 立地適正化計画の必要性	43
 第5章 まちづくりの方針	46
1. まちづくりの方針	46
2. 目指すべき将来都市構造	48
3. 都市機能誘導・居住・地域公共交通の構築に係る基本方針	50
 第6章 都市機能誘導区域	55
1. 都市機能誘導区域の設定	55
2. 誘導施設の設定	63
3. 都市機能誘導に係る施策	70

第 7 章 居住誘導区域	73
1. 居住に係る区域設定の考え方	73
2. 居住誘導区域の設定	78
3. 居住に係る施策	81
 第 8 章 届出制度	 83
1. 届出制度の概要	83
2. 誘導施設に関する届出	85
3. 住宅に関する届出	88
4. 都市機能誘導及び居住誘導の届出制度のまとめ	89
 第 9 章 防災指針	 90
1. 防災指針とは	90
2. 居住誘導区域における災害リスク分析と課題の抽出	91
3. 防災まちづくりの将来像・取組方針の設定	116
4. 具体的な取組・スケジュール・目標値の検討	119
 第 10 章 定量的な目標指標の設定	 122
1. 目標指標の設定	122
2. 進行管理と見直し	125
 資料編	 126
1. 策定経過	126
2. 庁内検討委員会・アドバイザー会議	127
3. 用語解説	132

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

裾野市は、静岡県東部の駿河湾の北部に位置し、富士山、箱根山、多くの河川等の自然環境に恵まれるとともに、東名高速道路裾野インターチェンジや国道 246 号バイパスにより、富士・箱根等の観光地域を結ぶ高原リゾート拠点、研究開発型の産業拠点として発展してきました。

明治 32 年に泉、小泉、深良、富岡、須山と 5 つの村が生まれ、その後合併を繰り返しながら昭和 32 年に裾野町として現在の市域となりました。この時の人口は 2 万 2 千人余りでしたが、昭和 35 年に「裾野町工場設置奨励条例」を設置するとこれ以降、産業集積が進み昭和 46 年には静岡県下で 20 番目の市となり、人口は約 3 万 2 千人となりました。平成に入ってもこの勢いは止まらず、平成 10 年にはついに 5 万人を突破しました。しかしながら、平成 27 年の国勢調査で市制施行後、初の人口減少となっています。

このような中、平成 26 年 8 月 1 日に「都市機能を集約したコンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を盛り込んだ、都市再生特別措置法の一部が改正されました。少子高齢化社会に備えるべく「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」をめざし、医療・福祉施設、商業施設と住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造転換を図っていくことが求められています。

本市においても、人口減少局面に入ったこと、年少人口（0～14 歳）の減少と老年人口（65 歳以上）の大幅な増加が見込まれることなどから、少子高齢化社会に対応したまちづくりを行う必要があるため、平成 31 年 3 月に「裾野市立地適正化計画」を策定しました。

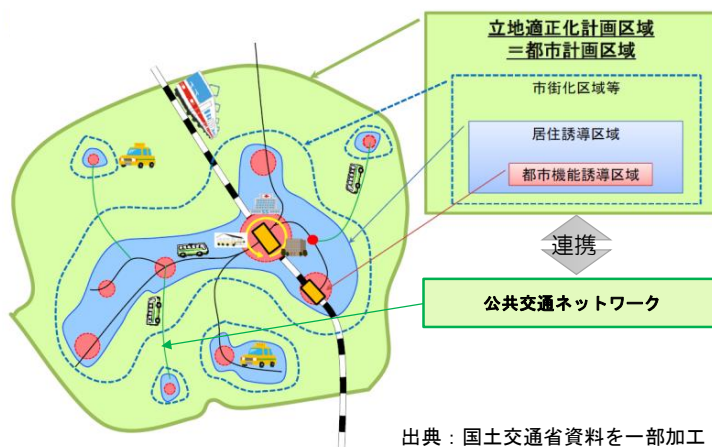
本計画は概ね 5 年ごとに評価・検証することとなっており、現行計画の進捗状況に係る評価や、都市計画マスタープランの改定等の上位関連計画との整合が必要となっています。また、令和 2 年 6 月の都市再生特別措置法の改正により、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策などを定める「防災指針」の作成が新たに追加されたことから、令和 7 年 3 月に「裾野市立地適正化計画」を改定しました。

立地適正化計画とは

○立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正（平成 26 年 8 月施行）により新たに制度化された、市町村が定めることができる計画です。

○立地適正化計画は、都市計画区域を対象とし、住宅および都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本方針や、都市機能誘導および居住誘導に向けた区域の設定、誘導するための施策等を定めるものです。

■立地適正化計画のイメージ



出典：国土交通省資料を一部加工

立地適正化計画に定める事項

《必須記載事項》

- 住宅及び都市機能増進施設（※）の立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）
- 居住誘導区域への居住を図るための施策
- 都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）と誘導施設
- 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るための施策
- 防災指針
- ※都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設等、居住者の利便性や福祉の増進に著しく寄与する施設

《任意記載事項》

- 駐車場配置適正化区域
- 跡地等管理区域

《立地適正化計画に関係する都市計画（任意）》

- 居住調整地域
- 特定用途誘導地区

2. 計画期間と計画区域

本計画の期間は、「裾野市都市計画マスタープラン」と同様、長期的な見通しをもって定める必要があります。そのため、「裾野市都市計画マスタープラン」と整合を図り、**概ね 20 年後の令和 17 年(2035 年)を目標年次**として設定します。

また、**計画区域は都市計画区域全域**として設定し、都市機能誘導区域と居住誘導区域は、市街化区域内に定めます。

3. 計画の位置づけと構成

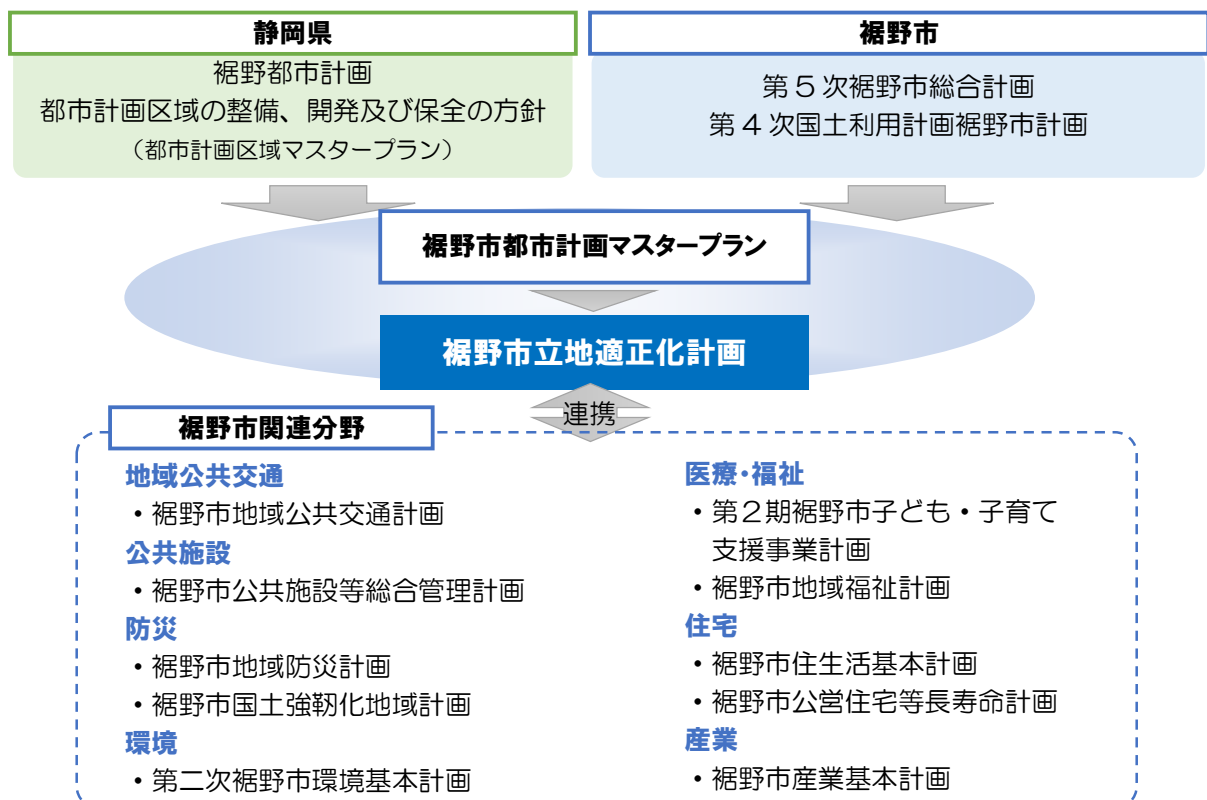
本計画は、都市再生特別措置法第 82 条に基づき、裾野市都市計画マスタープランの一部とみなします。

上位計画である「裾野市総合計画」のまちづくりの指針やまちの将来像を踏まえ、「裾野市都市計画マスタープラン」の方針等と整合を図ります。

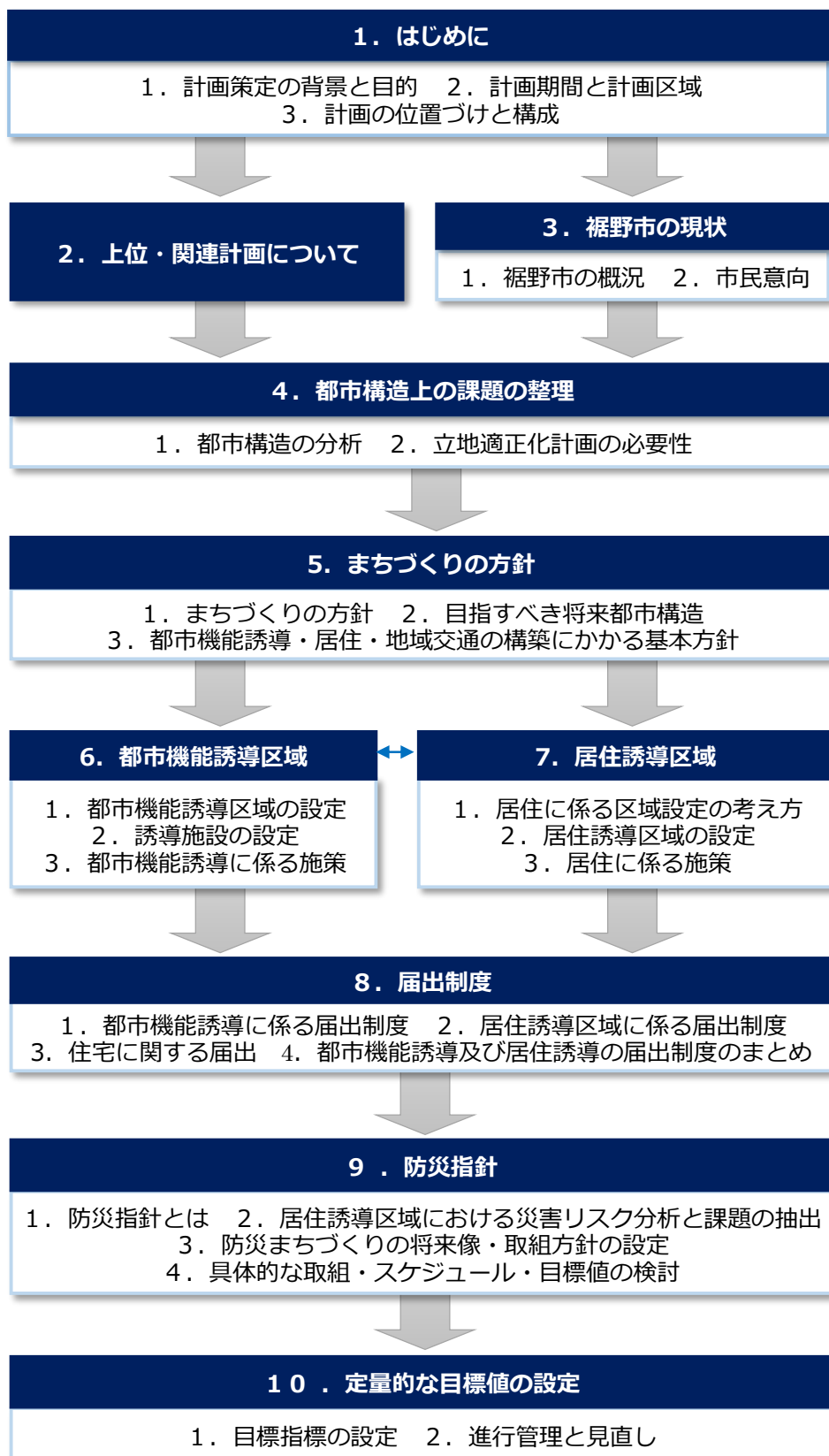
さらに、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に向けた計画とするため、地域公共交通、公共施設のほか、住宅、医療・福祉、防災、環境等の各分野の計画・施策との連携を図ります。

本計画では、これらの上位・関連計画および都市構造上の課題の整理を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりの方針を掲げます。まちづくりの方針に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域、公共交通ネットワークの方針を掲げ、それぞれが連携しながら実現すべき目標に向けて施策・事業に取り組みます。

■裾野市立地適正化計画の位置付け



■裾野市立地適正化計画の構成



第2章 上位・関連計画

① 第5次裾野市総合計画

総合計画は、令和12年度を目標年次とする令和3年度から10年間の本市の指針であると同時に、市民にとってもまちづくりの共通の目標となるものです。基本構想はまちの将来像と施策の大綱で構成しており、基本計画は施策の大綱に基づき、施策実現の手段（基本事業）等を定めています。

まちづくりの方針

○住み続けたいくなるまちづくり

・誰もが暮らしやすく、誰もが活躍できる場づくりを充実させるとともに、人が集まり楽しめる場や機会を創出し、「住み続けたいくなるまちづくり」を進める

○人や企業に選ばれるまちづくり

・地域密着型の産業連携により、新たな事業の創造や起業を促し、地域経済の活性化と地域のにぎわいを創出することで、「人や企業に選ばれるまちづくり」を進める

○快適で安全・安心なまちづくり

・おいしい水や地場産品による食の安全の確保、環境負荷の低減、道路等の都市基盤の整備を行うことにより、「快適で安全・安心なまちづくり」を進める

○協働・連携するまちづくり

・人と人のつながりを大切にし、地域で支え合うコミュニティづくりや市民協働によるまちづくりを推進するとともに、企業やNPOなどの多様な主体との連携を図ることにより、「協働・連携するまちづくり」を進める

○未来志向のまちづくり

・絶えず未来をイメージし、ワクワクしながら新しいことにチャレンジできる風土を醸成することにより、「未来志向のまちづくり」を進める

まちの将来像

みんなが誇る豊かな田園未来都市すその

・富士山の裾野に広がる豊かな自然のもと、地域に誇りを持つ市民や地域経済をけん引する企業等とともに、未来志向で協働・連携し、快適で安全・安心なまちづくり、人や企業に選ばれるまちづくり、住み続けたいくなるまちづくりを進めることにより、裾野市らしい「田園」と「未来都市」が、令しく調和する「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を実現します。

施策の大綱

1. ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち
2. 地域資源を活用した魅力あふれるまち
3. 安全・安心に住み続けられるまち
4. 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち
5. 時代のニーズに応えられるまち

施策の大綱4. 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち（抜粋）

施策の柱	達成目標	施策実現の手段（基本事業）
駅周辺の拠点づくりと多様な世代の交流の促進	・都市機能誘導施設の充足率 ・居住誘導区域内の人口密度 ・JR 裾野駅・JR 岩波駅利用者数	(1) JR 裾野駅周辺整備等の推進 (2) JR 岩波駅・東名裾野 IC 周辺整備の推進 (3) 深良新市街地整備の推進 (4) 市街地の低・未利用地の活用

【本計画との関連】

- ◆地域間のつながりを深め、「みんなの元気と調和でつくる暮らし満足都市」の実現に向けた取組みの具現化
- ◆立地適正化計画の策定による計画的なまちづくり、持続可能なまちづくり、職住近接のまちづくり、適切な土地利用誘導の推進

② 第4次国土利用計画裾野市計画

令和12年(2030年)を目標年次とし、将来人口・世帯数を見据えた5つの基本方針と将来土地利用構想を定めています。

【計画期間】 基準年次：平成30年(2018年) 目標年次：令和12年(2030年)

【将来人口・世帯】 目標年次において 人口：約50,360人、世帯数：約21,487世帯を想定

1) 土地利用の基本方針

① 豊かで魅力ある自然環境の保全と適切な活用

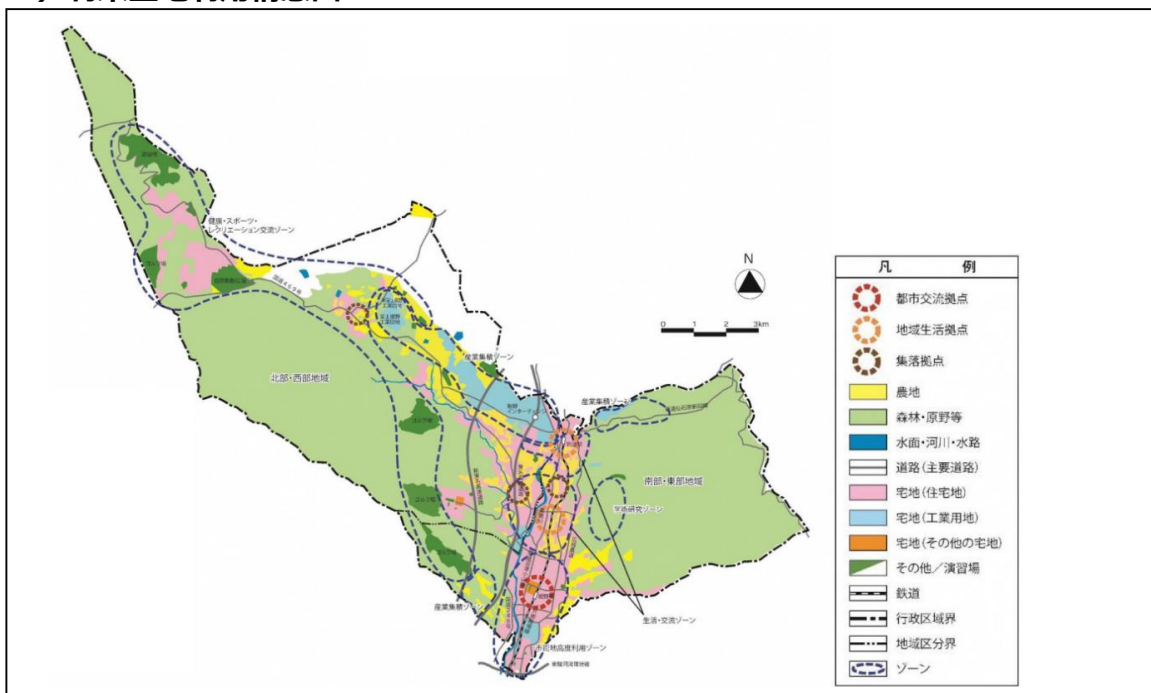
② 多様なライフスタイルに対応した暮らしやすい市街地の形成

③ 国土強靱化に向けた安全で安心な土地利用の推進

④ 次世代産業の発展と地域特性を活かした交流機能の配置・誘導

⑤ 市民の主体的な参画による土地利用の展開

2) 将来土地利用構想図



【本計画との関連】

◆定住人口の確保に向けた土地利用の転換や、環境保全及び安全確保の考え方を反映

③ 裾野市都市計画マスタープラン

長期的な視点から、概ね 20 年後の 2035 年を目標年次として設定し、将来目指すべき都市の姿を描き、まちづくりの考え方を明らかにしています。

1) 都市づくりの方向性・基本理念・テーマ

都市づくりの基本理念

みんなが誇る豊かな田園未来都市すそのの実現

都市づくりの方向性

- 多様な主体の参画
- 安全・安心な社会の形成と市民生活の質の向上
- 都市活力の持続と向上
- 交流と連携の強化
- 自然環境との調和・共生

都市づくりの基本理念

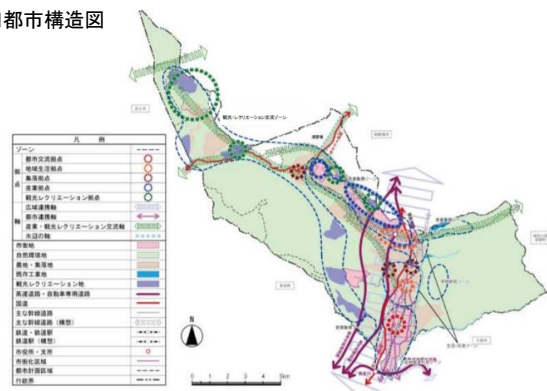
豊かな自然環境をはじめ、文化、産業、観光資源、地域ごとの個性等、裾野の魅力を最大限に発揮させ、安全で安心して暮らすことができる利便性と快適性を備えた生活空間を創造します。そして、そこに暮らす市民同士、市民と行政等がつながり、自らが暮らす都市の維持・継承を協働により進め、「暮らす・働く・訪れる」魅力を兼ね備えた、都市・地域・市民のみんなが活力にあふれ満足できる都市づくりを目指します。

- 目標 1 市民・事業者・行政みんなで取り組む持続可能な都市づくり（多様な主体の参画）
- 目標 2 安全・安心に生活できる多様な都市機能を備えた定住都市づくり（安全・安心な社会の形成と市民生活の質の向上）
- 目標 3 活力ある産業を育む都市づくり（都市活力の持続と向上）
- 目標 4 人・もの・情報がつながる交流都市づくり（交流と連携の強化）
- 目標 5 富士山麓の恵まれた環境を保全し自然と共生する都市づくり（自然環境との調和・共生）

2) まちづくりの実現化方策

- ① 区域区分の見直しの検討
- ② 規制・誘導制度や都市施設整備事業の決定・変更
- ③ **立地適正化計画の策定による集約・連携の都市づくり（コンパクトシティ）の推進**
- ④ 地区計画による地区単位のまちづくりの推進
- ⑤ 市街地開発事業の活用
- ⑥ 都市計画提案制度の活用
- ⑦ 開発許可制度等の適切な運用
- ⑧ 地域・地区の特性に応じた自主的なまちづくりのルールを活用
- ⑨ 景観法に基づく良好な景観形成
- ⑩ 民間活力の導入

■都市構造図



将来都市構造の基本的な考え方

富士・愛鷹山と箱根山の山麓の豊かな自然環境を引き続き保全し、本市の魅力として最大限に活かしながら、調和・共生を図ります。そのため、これまでの成り立ちを踏襲し、既存ストックや豊かな地域資源等、地域特性を活かした拠点を配置し、各拠点における都市機能の強化・充実（集約化）を図り、拠点間が有機的に連携した「**拠点連携型都市構造**」を目指します。これにより、多様な都市機能を備えるとともに、活力ある産業や交流を育み、安全・安心に生活できる都市を構築します。

【本計画との関連】

- ◆「みんなが誇る豊かな田園未来都市すそのの実現」に向けた取組みの具現化
- ◆拠点間が有機的に連携した「拠点連携型都市構造」への転換と計画策定による集約・連携の都市づくりの推進

④ 裾野市地域公共交通計画

令和５年度～令和１０年度を計画期間とし、将来都市構造のあり方と連携を図った最適な公共交通ネットワークの形成に向けた計画とします。

1) 地域公共交通の構築に係る基本方針及び事業メニュー

【基本方針①】公共交通のネットワークの再構築及び利便性の向上

- 【目標指標】
- 鉄道の利便性の向上
 - 乗継拠点の機能強化
 - バス・タクシーのネットワーク再構築・利便性の向上
 - バス・タクシーの安定的な運行の維持

- 【事業メニュー】
- JR 御殿場線利便性向上のための要望活動の実施
 - 裾野駅・岩波駅の機能強化
 - 既存バス路線の再編、ルート変更の検討・実施
 - 地域旅客運送サービス継続事業の実施
 - データ活用による利便性向上事業の実施
 - バス・タクシー運転手の確保への支援

【基本方針②】公共交通の認知度の向上及び利用促進による利用者の増加

- 【目標指標】
- 公共交通に関する分かりやすい情報提供
 - 関係主力の走力による公共交通の利用促進

- 【事業メニュー】
- 総合的な地域公共交通マップの作成・活用
 - 運行情報提供の充実
 - 商業・観光施設や各種団体等と連携した利用促進
 - バスに乗ろうデー等の企画・実施

【基本方針③】地域と一体となった移動手段の充実

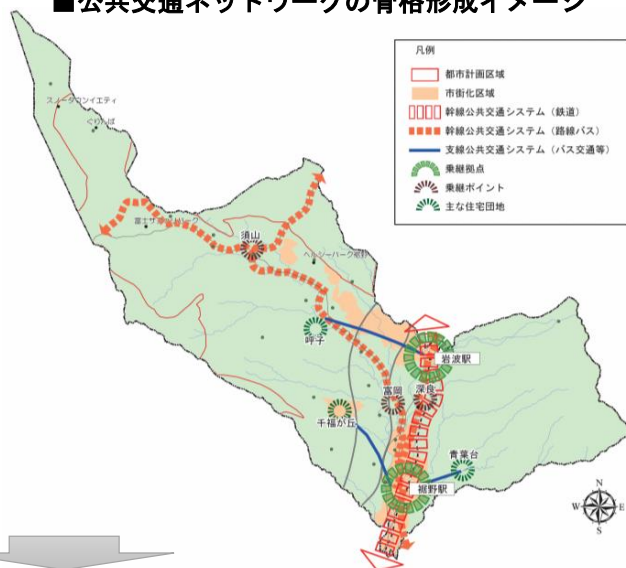
- 【目標指標】
- 交通弱者に対する移動支援策の充実
 - 地域に合った移動手段の検討・導入

- 【事業メニュー】
- 高齢者バス・タクシー利用助成の推進
 - 多様なニーズに対応したタクシー活用方策の検討・実施
 - 公共交通を守り育てる意識の醸成
 - 新たな公共交通システムの検討・導入

2) 望ましい公共交通網のあり方

裾野市内の公共交通網は、幹線交通システム、支線交通システム及び補完交通システムの３段階に「階層化」を行い、各公共交通システムが有機的に接続する乗継拠点・乗継ポイントの設置により、適切な役割分担のもと緊密に連携しながら、利便性向上と効率的な運行を目指したネットワークの再構築を目指す。

■公共交通ネットワークの骨格形成イメージ



【本計画との関連】

- ◆コンパクトシティ・プラス・ネットワークに向けた基本方針及び目標を整合
- ◆将来都市構造における公共交通ネットワークの役割・考え方を整合

⑤ 裾野市公共施設等総合管理計画

公共施設等や市を取り巻く現状、将来にわたる見通し・課題を把握、分析し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することを目的としています。

1) 公共施設等マネジメントの基本方針

基本理念

将来にわたって市民が安全に利用できる公共施設等を目指して

基本方針 1

公共施設等を適正に点検・維持管理・修繕し、市民の安全を守ります

基本方針 2

公共建築物は総量縮減の目標達成に向けて、広域化、民営化、集約化、複合化、共用化により最適化を図ります

基本方針 3

インフラ資産は、経年劣化対策として点検及び修繕を計画的に行います

基本方針 4

公共施設等の維持管理、運営に民間や市民の活力を積極的に導入します

基本方針 5

公共施設等の借地の解消に取り組めます

2) 具体的な取り組み

(1) 総資産量の最適化の推進方針～ 広域化・民営化・集約化・複合化・共用化 ～

《公共建築物の縮減目標》

公共建築物の総資産量を今後 30 年で 30%縮減します。

- (2) 民間への譲渡・委託方針
- (3) 市民の運営への参画方針
- (4) 点検・診断等の実施方針
- (5) 安全確保の方針
- (6) 維持管理・修繕・更新・長寿命化等の実施方針
- (7) 管理経費の縮減方針
- (8) 借地の計画的解消
- (9) 財源確保の方針
- (10) 地方公会計との連携方針
- (11) ユニバーサルデザインの推進方針



【本計画との関連】

- ◆長期的な視点で、複合化・多機能化等による公共建築物の縮減目標の実現
- ◆公共建築物の有効活用や都市機能の誘導における民間活力の導入

⑥ 第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画

1) 計画の基本理念

『第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）』は平成27年度より施行されている、「子ども・子育て支援新制度」に基づいて平成27年3月に策定した「裾野市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度をもって計画期間が満了することから、策定されたものです。

基本理念

“子育てによるこびを感じ、子どもたちの成長を通じ、親も、地域も共に育つまちづくり”

2) 施策の体系

【基本方針1】 子育て家庭の健康づくりへの支援

- 安心な妊娠・出産への支援の推進
- 母子の健康づくりの推進

【基本目標2】 仕事と家庭生活の両立支援

- 仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現のための環境づくりの促進
- 男女が共に参画・参加する子育ての推進

【基本目標3】 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

- 児童虐待防止対策の充実
- 障がい児施策の充実
- 多様な子育て家庭への支援の推進



【本計画との関連】

- ◆今後の幼児期の学校教育・保育事業と都市機能誘導の考え方の整合
- ◆地域における子ども・子育て支援の考え方との連携

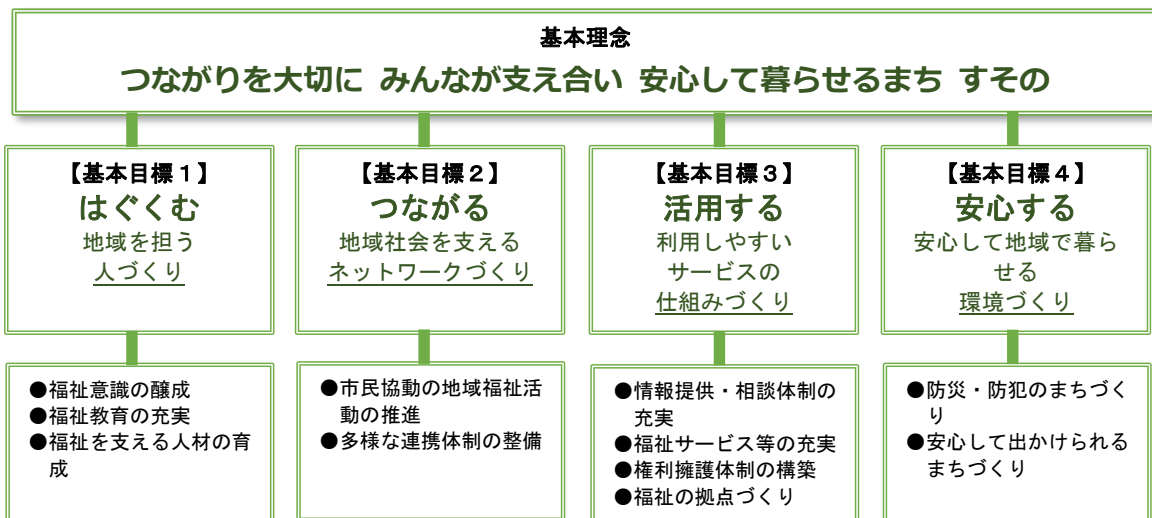
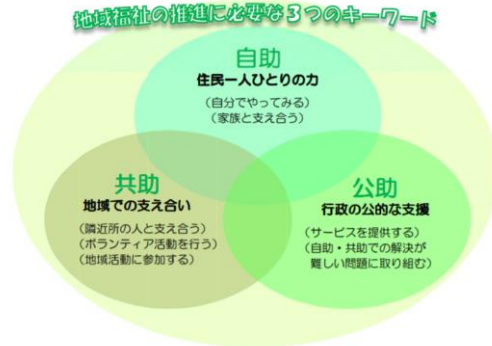
⑦ 裾野市地域福祉計画

「裾野市地域福祉計画」は、裾野市総合計画のもとで福祉分野を具体化する計画のひとつであり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

1) 基本理念

地域課題や新たな社会問題などの解決に取り組んでいくためには、「自助」、「共助」、「公助」が適切な役割分担をしながら、これらの課題を「我が事」として共有し、地域として支え合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくことが重要です。

その中で、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「つながりを大切に みんなが支え合い 安心して暮らせるまち すその」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。



【基本目標1】はぐくむ 地域を担う人づくり

重点課題	施策の方向性
福祉意識の醸成	①福祉に対する関心の向上 ②人権や福祉に関する教育・学習の場の推進
福祉を支える人材の育成	①地域や市民活動の人材・リーダーの育成 ②ボランティア活動の育成・支援 ③民生委員・児童委員の活動支援 ④社会福祉事業に携わる人材の確保
福祉教育の充実	①学校教育における福祉教育の充実 ②生涯学習活動の推進

【本計画との関連】

- ◆地域福祉の推進や人材育成の考え方との連携
- ◆福祉の拠点づくり、安心して地域で暮らせる環境づくりの取組みの推進

⑧ 裾野市住生活基本計画

裾野市住生活基本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づき、住宅政策の目標・基本的な施策・成果指標等を定めるもので、今後の住宅分野の具体的な施策となる計画です。

1) 基本理念

住宅は、暮らしに安定と安らぎをもたらす基礎的なものであり、地域の豊かさと活力を生み出す市民共有の資産です。市民すべてが安全で安心な住宅に住まい、住み続けられることで、地域社会全体が安定し、安らぎの持てるまちを目指します。また、ライフスタイルや経済状況などに合わせた適切な住宅を選択できること、また、住宅を長期にわたり大切に利用することで、後世に継承される市民共有の資産とすることを目指します。

住宅政策が目指すべき基本テーマ

安全・安心で快適な住宅に住み続けられる居住空間の形成

2) 新たな住宅政策の視点

政策目標	住宅施策
【目標 1】 安心してだれもが暮らせる住まいの確保	(1) 共働き・子育て世帯の居住確保 (2) 高齢者・障がい者の居住確保 (3) 住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットの向上
【目標 2】 安全で快適な住まいの整備・適正管理・流通促進	(1) 既存住宅の耐震化の促進 (2) 既存住宅のリフォーム促進 (3) 既存住宅の流通促進 (4) 空き家の適正管理 (5) マンションの適正管理
【目標 3】 社会環境の変化に対応した持続可能な住環境の整備	(1) 脱炭素社会に向けた住まいづくり (2) 多様なライフスタイルへの対応 (3) 定住・移住の促進 (4) 災害に強い、持続可能な居住環境の実現

3) 施策の方向性

目標 3 社会環境の変化に対応した持続可能な住環境の整備（抜粋）

施策方針	内容
①脱炭素社会に向けた住まいづくり	・長期優良住宅の認定 ・低炭素住宅の認定、建築物省エネ法に基づく住宅の届出 ・建築物の木材利用の推進 ・新エネルギー機器設置補助事業（太陽熱給湯、蓄電池、家庭用燃料電池システム） ・脱炭素社会に向けた住宅・建築物建設に対する情報提供
②多様なライフスタイルへの対応	・テレワーク改修補助金（移住者限定）
③定住・移住の促進	・職住近接の防災スマートシティ創出事業：御宿地区 ・定住・移住サポートセンター（移住セミナー、市内体験ツアー） ・「裾野ぐらし」ウェブサイト ・JR 岩波駅周辺整備
④災害に強い、持続可能な居住環境の実現	・ハザードマップの整備・周知 ・裾野駅西土地区画整理事業 ・がけ地近接等危険住宅移転事業 ・狭あい道路の拡幅及び整備事業 ・インフラ長寿命化計画に係る老朽化対策

【本計画との関連】

- ◆未利用地・住宅ストックの有効利用、中心市街地の再生と連携した拠点性の向上
- ◆居住誘導にあたっての空き家活用や定住・移住の促進等の取組みとの連携

⑨ 裾野市公営住宅等長寿命計画

本計画は、本格的な少子高齢社会の進展とともに人口減少社会の到来を迎え、経済の低成長期への移行など、社会情勢の変化（パラダイムシフト）にあわせて、今後の市営住宅のあり方について長期間の使用に関する方針を定めるものです。

1) 長寿命化に関する基本方針

長寿命化に関する基本方針は、(1) 既存のストックの状態把握を行い、長寿命化の対象となる市営住宅選定のための基礎資料を整理するとともに、(2) 修繕の実施・データ管理に関する方針を定め、(3) 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針としてまとめるものとします。

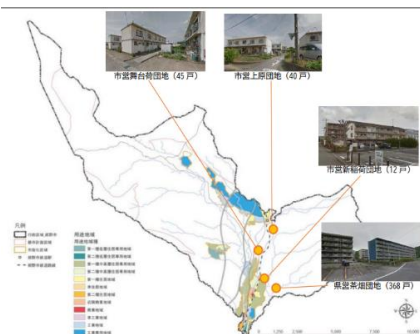
建替事業の実施方針

更新の対象となる舞台団地・上原団地（85戸）については、土地利用上、権利関係上、利便性上の課題があることから、原則として現地での建替えは行わない。また、人口減少や民間賃貸住宅の空きアパートの増加を踏まえ、市が直接建設する住宅に替わり、既存民間ストックの活用による供給を検討する。

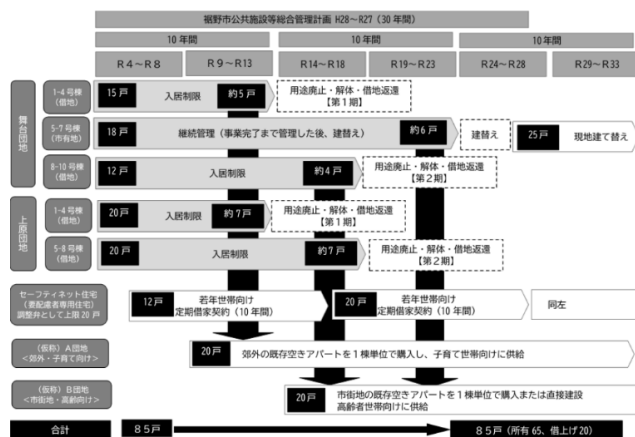
舞台団地・上原団地の課題

土地利用上の課題	市街化調整区域に立地しているため、建物の高層化が困難
権利関係上の課題	公共施設等総合管理計画の方針により借地の解消が前提条件
利便性上の課題	高齢者世帯が増加するなか、買い物（スーパーマーケット）や公共交通（バス停や鉄道駅）の利便性が低い
バリアフリー上の課題	汲取り便所（舞台）、玄関に段差など現在の居住水準を満たしていない

■ 公営住宅の位置



■ 団地別方針



【本計画との関連】

- ◆ 公営住宅の長寿命化による効率的な財政運営
- ◆ 都市機能誘導・居住誘導に合わせた建替え・集約等の検討

⑩ 裾野市地域防災計画

1) 計画の主旨と構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、裾野市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、裾野市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとします。裾野市の地域防災計画は、「共通対策編」、「地震対策編」、「火山対策編」、「風水害対策編」、「資料編」から構成します。

2) 地震防災施設整備基本方針（地震対策編より抜粋）

項目	内容
1. 防災業務施設の整備	(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策 (2) 市民に対する防災思想の普及
2. 地域の防災構造化	(1) 市職員に対する教育 (2) 避難路の整備 (3) 消防活動用道路の整備 (4) 共同溝、電線共同溝等の整備 (5) 老朽住宅密集市街地地震防災対策
3. 緊急輸送路の整備	(1) 道路の整備 (2) 交通管制資機材の整備 (3) ヘリポートの整備
4. 防災上重要な建物の整備	(1) 医療救護施設の整備 (2) 社会福祉施設の整備 (3) 学校等施設の整備 (4) 不特定多数が利用する公的建物の整備 (5) 庁舎、消防施設等の整備 (6) 地域防災拠点施設
5. 災害防止事業	(1) 山崩れ、地すべり等の防止
6. 災害応急対策用施設等の整備	(1) 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備 (2) 備蓄倉庫の整備 (3) 応急救護施設等の整備 (4) 緊急輸送用車両等の整備

3) 河川災害予防計画（風水害対策編より抜粋）

本市河川の特徴 (一部抜粋)	本市は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、駿河湾に流れ込む黄瀬川水系の河川がある。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一挙に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増している
浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項 (一部抜粋)	本市河川は浸水想定区域が指定されていることから、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める 市は市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする
連携体制の構築 (一部抜粋)	水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする

【本計画との関連】

◆災害予防に関するハード整備とソフト的な取組みと連携した市民の居住安全性の確保

① 第二次裾野市環境基本計画

1) 計画の目標

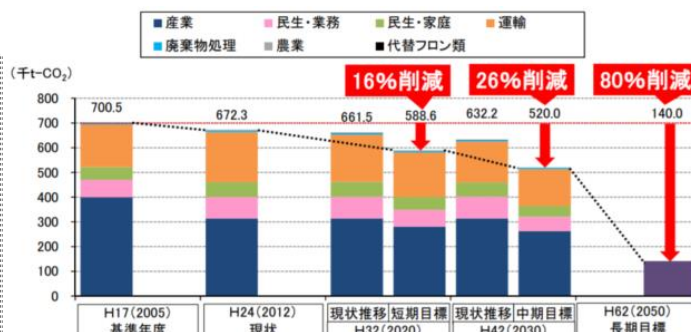
望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。基本理念のもと、市・市民・事業者・滞在者等の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。



2) 実行計画

温室効果ガス排出量の削減目標

将来推計（現状で推移した場合）や対策実施ケース削減見込量の算定などの結果をもとに、①短期目標、②中期目標、③長期目標を設定します。



【本計画との関連】

- ◆温室効果ガス排出量の削減に向けた「拠点連携型都市構造」への転換
- ◆都市機能誘導及び居住誘導にあたっての建築に対するエネルギー政策上のインセンティブ制度の検討

⑫ 裾野市産業基本計画

本計画は、商工業・農林業・観光の各分野に加え、分野を横断した政策間連携によって、裾野市全体の産業振興を実現することを目的に、今後 10 年間で当市が向かうべき方向と注力すべき具体的施策を明確にするものです。

1) 産業振興の基本理念

本計画は、本市の産業振興の可能性をもとに、当市産業の基本理念を定める。これまでの当市の産業分野の蓄積による可能性を広げていくこと、それにより地域の稼ぐ力を高め、人口、雇用者、企業の維持を図り、市民が暮らしやすい持続可能な地域社会の実現を目指すものです。

基本理念

『今ある魅力と資源を再発見し、未来へつなげる「すその」』

2) 目標

I グローバル企業立地の維持と継続的な企業誘致を図るための、活力ある産業基盤づくり

II 地域の生活を支え、魅力を与える商工業の振興

III 地理的優位性を活かした販売力ある農林業の振興

IV 富士山の裾野の資源と多分野の連携による観光産業の振興

V 市民の生活満足度を高め、移住・定住を促進する当市魅力発信の推進

3) 施策実現の手段（基本事業）

1-1 産業連携基盤の整備

1-2 企業立地維持と企業誘致の推進

1-3 就業支援と人材育成の推進

1-4 産業振興につながる条例づくり

2-1 中小企業・団体等の支援体制の構築

2-2 商店街の活性化、中小企業の育成支援

2-3 勤労者福祉環境の充実

3-1 生産基盤の整備

3-2 後継者の確保と支援

3-3 特産化、六次産業化の推進

3-4 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用

3-5 有害鳥獣対策の推進

3-6 森林資源の保全と有効活用

3-7 地域外を主な市場とする地域産業の創出

4-1 地域資源の再創造による交流人口の拡大

4-2 観光推進体制の構築

4-3 観光推進基盤の構築

4-4 観光関連産業の成長促進

5-1 地域資源を活用したシティプロモーション

5-2 フィルム・コミッションなどによるシティプロモーション

5-3 裾野市らしいライフスタイルの提案による定住・移住の促進

【本計画との関連】

- ◆企業立地、定住・移住の促進と連携した職住近接のまちづくりの実現
- ◆商店街の活性化による地域経済の活性化